

◎心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 加入者としての地位の喪失に係る掛金の滞納期間の見直しを行うこととした。（第16条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 建築物に関する確認申請手数料等の額を増額することとした。（第11条関係）
- 2 建築設備及び工作物に関する確認申請手数料等の額を増額することとした。（第12条関係）
- 3 建築物に関する完了検査申請手数料等の額を増額することとした。（第13条関係）
- 4 建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等の額を増額することとした。（第14条関係）
- 5 減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料等の額を増額することとした。（第15条関係）
- 6 建築物に関する中間検査申請手数料等の額を増額することとした。（第16条関係）
- 7 建築基準法第86条の8第1項又は第3項の認定の申請に係る手数料の額を増額することとした。（第17条関係）
- 8 施行期日等

（1）この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

（2）所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

◎建築士法施行条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 建築士法の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。（第4条関係）
- 2 施行期日

この条例は、平成20年11月28日から施行することとした。（附則関係）

◎空港設置条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 空港整備法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第50号）

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。（第1条～第13条関係）
 - （1）岩手県職員定数条例
 - （2）岩手県県税条例
 - （3）県立自然公園条例
 - （4）行政財産使用料条例
 - （5）義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
 - （6）高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例
 - （7）特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例
 - （8）岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例
 - （9）岩手県手数料条例
 - （10）岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例
 - （11）建築士法施行条例
 - （12）公益法人等への職員の派遣等に関する条例
 - （13）循環型地域社会の形成に関する条例
- 2 施行期日

この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。(附則関係)

◎公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止する条例(条例第51号)

- 1 公益法人の設立及び監督に関する条例を廃止することとした。
- 2 施行期日等

(1) この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。(附則第1条関係)

(2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第42条第1項に規定する特例社団法人(以下「特例社団法人」という。)又は同項に規定する特例財団法人(以下「特例財団法人」という。)については、この条例による廃止前の公益法人の設立及び監督に関する条例(以下「旧条例」という。第2条、第3条及び第11条を除く。)の規定は、なおその効力を有することとした。(附則第2条関係)

(3) 整備法の施行の前日に改正前の民法第34条の規定に基づく設立の許可を受けた特例社団法人又は特例財団法人(以下「特例民法法人」という。)に係る登記の届出について、必要な経過措置を設けることとした。(附則第3条関係)

(4) 特例民法法人の定款の変更の認可の申請について、必要な経過措置を設けることとした。(附則第4条関係)

(5) 特例財団法人の基本財産の処分の承認の申請、特例民法法人の書類及び帳簿の備付け並びに特例民法法人の解散又は残余財産の処分の承認又は許可の申請について、必要な経過措置を設けることとした。(附則第5条関係)

(6) 特例民法法人の清算人及び解散の届出について、必要な経過措置を設けることとした。(附則第6条関係)

(7) 申請等に関する経過措置を設けることとした。(附則第7条関係)

(8) (2)から(7)までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則又は教育委員会規則で定めることとした。(附則第8条関係)

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び岩手県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 県議会の議員に支給する給与の名称等について所要の整備を行うこととした。(第1条関係)
- 2 岩手県特別職報酬等審議会の審議事項について所要の整備を行うこととした。(第2条関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 保健師助産師看護師法の一部改正に伴い、准看護師再教育研修の実施に関する事務等について手数料を定めるとともに、所要の整備をすることとした。(別表第3関係)
- 2 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(別表第4関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県議会情報公開条例及び政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 地方自治法の一部改正等に伴い、岩手県議会情報公開条例及び政務調査費の交付に関する条例について所要の整備をすることとした(第1条、第2条関係)。
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 岩手県立杜陵高等学校奥州校を設置し、岩手県立岩谷堂高等学校及び岩手県立岩谷堂農林高等学校を廃止して岩手県立岩谷堂高等学校を設置し、岩手県立釜石工業高等学校及び岩手県立釜石商業高等学校を廃止して岩手県立釜石商工高等学校を設置し、並びに県立の高等学校の学科の設置及び廃止をすることとした。(第2条関係)

2 岩手県立盛岡養護学校都南校を廃止し、岩手県立青山養護学校及び岩手県立松園養護学校を廃止して岩手県立盛岡青松支援学校を設置し、並びに県立の特別支援学校の学科の設置をすることとした。(第3条関係)

3 岩手県立こまくさ幼稚園を廃止することとした。(第4条関係)

4 その他所要の整備をすることとした。(第3条、第5条関係)

5 施行期日等

(1) この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

(3) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第3項～附則第7項関係)

ア 一般職の職員の給与に関する条例

イ 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

ウ 県立学校授業料等条例

エ 岩手県収入証紙条例

オ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

◎図書館条例の一部を改正する条例(条例第56号)

1 図書館法の一部改正に伴い、引用条項を整備することとした。(第3条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)